



確定申告は 税務署へ

2月16日(木)～ 還付申告は 3月15日(木) 受付中

平成23年度の確定申告書の受付が開始されます。

◆申告書作成のアドバイスと受付
とき 2月16日(木)～3月15日(木)の月曜～金曜日 午前9時～午後5時 午前8時30分開場

※東村山税務署
※税務署で確定申告書を作成する方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算されるパソコンによる作成を推進しています。
※申告書は、e-Taxによる送信や郵便または信書便による送付、税務署の時間外受付箱に投かんするのと併せて、パソコンにて提出できます(確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な方は、控えに住所、氏名などをボールペンで記入のうえ、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください)。
※還付を受けるための申告書は、2月16日(木)より前でも提出できます。

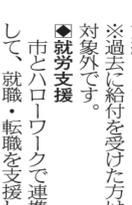
◆日曜臨時窓口を開設
とき 2月19日・26日の日曜日 午前9時～午後5時
ところ 東村山税務署
※この2日間は大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。
※当日は、国税の領収・納税証明書の発行および電話での相談は行っていません。
◆税理士による無料申告相談
とき 2月13日(月)～17日(金) 午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分
※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

市民税・都民税 申告は市役所へ

ちよつと教えて 市民税・都民税 皆さんから寄せられる質問とその回答についてまとめました

質問	回答
昨年、小平市へ転入しました。今年の市民税・都民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。	小平市へ申告してください。市民税・都民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっています。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告してください。
昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありませんか。	申告が必要です。申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置の判定や、都営住宅の収入報告に添付する非課税証明書の発行などができません。ただし、同居同居世帯の親族の扶養となっている場合は、申告の必要はありません。
扶養に入れる給与収入の範囲を教えてください。	年間の給与収入が103万円(所得に換算すると38万円)以内であれば扶養に入ることができます(この場合所得税はかかりませんが、市民税・都民税は100万円を超えかかる場合があります)。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が38万円以下であれば扶養に入ることができます。
単身赴任の夫の扶養となっていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。	申告が必要です。単身赴任されている方など市外に住んでいる方の給与支払報告書などは小平市へ送られてこないため、扶養に入っていることを確認できません。お手数ですが、市民税・都民税の申告書を出してください。
税務署に確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。	必要ありません。税務署に確定申告書を提出すると、申告書に記入された1月1日の住所の市区町村にその資料が送られます。
市民税・都民税の申告には、何を持参すればよいのですか。	・平成23年中の収入状況がわかる書類…源泉徴収票や支払明細書ほか ・控除を受けるための必要書類…生命保険料・地震保険料・国民年金保険料などの控除証明書(年末調整用としてすでに勤務先へ提出している方は不要)、医療費の領収書、障害者手帳ほか ・印鑑

外国人住民の皆さんへ 登録制度が変わります



平成24年7月9日から、法改正による外国人住民に関する新たな制度がスタートします。

対象 ▽中長期在留者(短期滞在・外交・公用の在留資格の方、3か月以下の在留期間の方を除く)
▽特別永住者
▽特別庇護許可者または仮滞在許可者
▽出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
◆外国人住民にも住民票が作成されます
日本人と外国人で構成する世帯も、世帯全員が記載された住民票の写しが交付できるようになります。また、現行の外国人登録制度では市外へ転出する際の届け出が必要ですが、法改正後は、日本人と同様に転出の届け出をして、転出証明書(交付を受ける必要があります)を作成する必要があります。

母子家庭の自立を支援

市では、母子家庭の母親の自立を促進するために、次の支援を行っています。
◆自立支援教育訓練給付金
資格・技能を取得するために指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座の費用の40%(上限額20万円)を支給します。
◆退職者給付金
※事前に相談が必要です。
※過去に給付を受けた方、雇用保険法による同制度の支給対象者は対象外です。

健康保険 退職者医療制度の届け出を

65歳未満の国民健康保険(国保)の加入者、会社などを退職し、年金を受給している方とその扶養家族は、退職者医療制度の適用を受けることになります。
◆退職者医療とは
被用者保険(会社・健康保険や公務員の共済組合など)に長期の加入期間があった方から14日以上、保険年金課または東部・西部出張所に届け出をしてください。

平成24年7月9日から、法改正による外国人住民に関する新たな制度がスタートします。

対象 次のすべてに該当する方
▽市内在住である
▽児童扶養手当の支給を受けている(または同等の所得水準である)
▽過去5年間に給付を受けた方は対象外です。
◆就業支援
市とハロワークで連携し、就職・転職を支援します。職業訓練についてもご相談ください。

国保に加入している
▽65歳未満である
▽被用者年金(厚生年金や共済年金)を受けられる方で、その加入期間が20年以上または40歳以降10年以上である
◆退職被保険者の被扶養者となる方
▽国保に加入している
▽65歳未満である
▽退職被保険者本人と同一の世帯に属し、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している三親等内の親族である
◆退職被保険者の被扶養者となる方
▽年間収入が百30万円未満(60歳以上または厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者の方は百80万円未満)である
◆手続き
年金の受給権が発生し、年金の受給の手続きをするなど年金証書が送られてきたから14日以上、保険年金課または東部・西部出張所に届け出をしてください。

みずからの郷土はみずから守る 小平市消防団新体制でスタート

2月1日に辞令交付式が行われ、小平市消防団が新体制でスタートしました。
小平市消防団は9個分団150人で編成され、地域の防災リーダーとして、地域愛護の精神に基づき、市民の生命、身体および財産を守るため、生業をもちながら、災害発生時には昼夜を問わず出動しています。
地域に密着し、市民の安心・安全に貢献する消防団員に皆さんの温かい理解とご支援をお願いします。
消防団の新体制は下表のとおりです(敬称略)。

所属	階級	氏名
第一分団	分団長	阿部 一幸
第一分団	副分団長	竹松 孝治
第二分団	分団長	梅田 克実
第三分団	分団長	植田 敏幸
第四分団	分団長	内田 記正
第五分団	分団長	高橋 忠寛
第六分団	分団長	関口 達也
第七分団	分団長	高橋 学
第九分団	分団長	小倉 啓一

所属	氏名
第一分団	丹生 秀樹
第一分団	小野 幹雄
第四分団	高橋 義行
第五分団	土橋 亮太
第七分団	重田 昌成
第七分団	根岸 玄
第八分団	北岡 信一
第八分団	小澤順一郎
第九分団	茅原 隆之
第九分団	小泉 直也

所属	階級	氏名
本 団	團 長	鈴木 洋一
	副 團 長	清水 明弘
	副 團 長	尾崎 和之
第一分団	分 団 長	小野 勝喜
	副分団長	藤野 秀弥
	部 長	山岡 耕平
第二分団	部 長	小山 淳
	部 長	藤森 英明
	分 団 長	金子 良勝
第三分団	副分団長	石井 匡輝
	部 長	青木 晃
	部 長	内山 雅博
第四分団	分 団 長	窪野 浩史
	分 団 長	井田 義彰
	副分団長	加賀美英雄
第五分団	部 長	福島 和宏
	部 長	古川 健一
	部 長	和久井茂文
第六分団	部 長	柳 宗久
	副分団長	人見 栄
	部 長	谷原 広憲
第七分団	部 長	清水 孝
	部 長	石川 真司
	部 長	竹内 茂人

所属	階級	氏名
第五分団	分団長	大竹 博道
第五分団	副分団長	太田 宣孝
第五分団	部 長	高橋 伸吾
第五分団	部 長	高橋 誠
第五分団	部 長	笹子 祐一
第六分団	分団長	秋田 淳一
第六分団	副分団長	野中 幸司
第六分団	部 長	宮崎 浩司
第六分団	部 長	高橋 博
第六分団	部 長	寺澤 優友
第七分団	分団長	星野 和宏
第七分団	副分団長	前田 浩之
第七分団	部 長	天野 敏彦
第七分団	部 長	金子 元昭
第七分団	部 長	齋藤 貴彦
第七分団	部 長	村野 武志
第八分団	分団長	鳥塚 光行
第八分団	部 長	高橋 寿一
第八分団	部 長	三川 聡
第八分団	部 長	宮川 邦宏
第九分団	分団長	波田昌乃吏
第九分団	副分団長	岡本 純平
第九分団	部 長	関 孝二
第九分団	部 長	向山 正典
第九分団	部 長	竹内 茂人

小平消防少年団は、小学生の団員38人、指導者18人で活動しています。今年度は、全国の「モラル少年消防クラブ」に選定されたことに伴い、宝くじの助成金を受け、D級可搬ポンプなどの資器材を整備しました。これを機に、さ

新団員を募集
小平消防少年団は、小学生の団員38人、指導者18人で活動しています。今年度は、全国の「モラル少年消防クラブ」に選定されたことに伴い、宝くじの助成金を受け、D級可搬ポンプなどの資器材を整備しました。これを機に、さ

お済みですか 障害者減免申請は
障害者手帳などをお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。現在、新たに身体障害者手帳などを取得された方、減免申請がお済みでない方を対象に、5月末まで平成24年度分の減免申請を受け付けています。
問合せ 都総務総合事務センター ☎0570(064171)

下水道モニターを募集
応募資格 平成24年4月1日現在、都内在住の満20歳以上(公務員、経験者、島上在住を除く)、ホームページの閲覧と電子メールの送受信ができる方
募集人数 1千人程度
任期 平成24年4月1日から1年間
内容 モニターアンケートの回答、施設見学会への参加ほか
申込み 2月29日(水)まで(申込み多数の場合は選考による決定)
※詳しくは、東京都下水道局のホームページ(http://www.gesui.metro.tokyo.jp)をご覧ください。
問合せ 東京都下水道局総務部広報サービス課 ☎(03)5320(6903)

官公署 空間放射線量測定結果

測定場所	所在地	測定値		
		地上5.5cm	地上150cm	地上100cm
小平第一小学校 校庭(中央・西)	小川町1-1082	0.05	0.05	0.05
小平第二小学校 校庭(中央・東)	仲町310	0.08	0.08	0.07
小平第五小学校 校庭(東部)	花小金井6-24-1	0.06	0.06	0.06
上本中学校 校庭(南部)	上本南町1-7-1	0.08	0.08	0.08
大沼保育園 園庭(北部)	大沼町2-399	0.07	0.06	0.06
上宿保育園 園庭(西部)	小川町1-308	0.07	0.07	0.06

プロの指導で野菜作り 農業体験ファーム利用者募集

農業体験ファームは、農園主の指導により本格的な野菜作りを行う体験型農園です。市が開設している市民菜園やいさかい菜園とは異なります。
種や苗・肥料・農機具などは農園主が準備し、種まきから収穫・後片づけまでの農作業が年間を通して体験でき、良質な野菜を収穫することが期待できます。
また、収穫した野菜はすべて利用者が受け取ります。ただし、農園主の計画に沿った野菜作りをするので、自由に野菜を選んで作付けすることはできません。
農園名 場所 募集区画数
か 石表・石下図のとおり
対象 市内在住の20歳以上で、利用期間中継続して農作業ができる、農園での講習会などに出席できる方
申込み 2月17日(金)ま

中小企業診断士による 創業・経営相談会
創業をお考えの方、事業経営に関する悩みや疑問をお持ちの方のために専門家を
対象 30歳～54歳の方
定員 50人
◆就活力UP特別セミナー
とき 2月7日(火)
◆第一部 午後1時～2時
午後1時～5時
◆対象 30歳～54歳の方
定員 50人
◆就活力UP特別セミナー
とき 2月7日(火)
◆第一部 午後1時～2時
午後1時～5時
◆対象 30歳～54歳の方
定員 50人
◆就活力UP特別セミナー
とき 2月7日(火)
◆第一部 午後1時～2時
午後1時～5時
◆対象 30歳～54歳の方
定員 50人

就業支援
◆小平市共催 面接対策セミナー
◆面接対策セミナー
とき 2月9日(木) 午前10時～正午
対象 30歳～54歳の方
定員 30人
◆合同就職面接会
とき 2月17日(金) 午後1時～4時
対象 30歳以下の方
参加企業数 おおむね20社
※退場自由、履歴書を複数枚持参してください。
◆申込み方法など、詳しくはお問い合わせください。
問合せ 東京Jセンター 1多摩 ☎(329)4524

野外焼却行為にご注意を

野外での焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により環境への悪影響を及ぼす恐れがあります。また、(病害虫駆除目的での焼却、軽微なたき火、伝統行事のための焼却行為など)を除き、禁止されています。
また、例外規定のある項目も、近隣にお住まいの方から臭気や煙害などの苦情が入ると、周辺環境にできる限り配慮する必要があります。この「指導の対象」となり得ますので、ご理解をお願いします。
問合せ 環境保全課 ☎(346)9536

東京Jセンター多摩 セミナー

◆小平市共催 面接対策セミナー
◆面接対策セミナー
とき 2月9日(木) 午前10時～正午
対象 30歳～54歳の方
定員 30人
◆合同就職面接会
とき 2月17日(金) 午後1時～4時
対象 30歳以下の方
参加企業数 おおむね20社
※退場自由、履歴書を複数枚持参してください。
◆申込み方法など、詳しくはお問い合わせください。
問合せ 東京Jセンター 1多摩 ☎(329)4524

就業支援
◆小平市共催 面接対策セミナー
◆面接対策セミナー
とき 2月9日(木) 午前10時～正午
対象 30歳～54歳の方
定員 30人
◆合同就職面接会
とき 2月17日(金) 午後1時～4時
対象 30歳以下の方
参加企業数 おおむね20社
※退場自由、履歴書を複数枚持参してください。
◆申込み方法など、詳しくはお問い合わせください。
問合せ 東京Jセンター 1多摩 ☎(329)4524

就業支援
◆小平市共催 面接対策セミナー
◆面接対策セミナー
とき 2月9日(木) 午前10時～正午
対象 30歳～54歳の方
定員 30人
◆合同就職面接会
とき 2月17日(金) 午後1時～4時
対象 30歳以下の方
参加企業数 おおむね20社
※退場自由、履歴書を複数枚持参してください。
◆申込み方法など、詳しくはお問い合わせください。
問合せ 東京Jセンター 1多摩 ☎(329)4524

後期高齢者 医療制度

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

後期高齢者 医療制度

負担区分	現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
負担額	67万円	56万円	31万円	19万円

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

後期高齢者 医療制度

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

後期高齢者 医療制度

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

後期高齢者 医療制度

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減を受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆高額介護合算療養費支給制度
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額(平成22年8月～平成23年7月)が、後期高齢者医療制度十介護保険に加入している方が、年受給総額に社会保険料控除が適用され、一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。